

## 春日部市児童館条例の一部を改正する条例

春日部市児童館条例（平成17年条例第95号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第2条	(名称及び位置) 第2条														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>春日部市春日部第1児童センター</td><td>春日部市牛島371番地1</td></tr><tr><td>春日部市春日部第2児童センター</td><td>春日部市粕壁三丁目8番1号</td></tr><tr><td>春日部市庄和第1児童館</td><td>春日部市西金野井260番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	春日部市春日部第1児童センター	春日部市牛島371番地1	春日部市春日部第2児童センター	春日部市粕壁三丁目8番1号	春日部市庄和第1児童館	春日部市西金野井260番地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>春日部市児童センタ</td><td>春日部市牛島371番地1</td></tr><tr><td>春日部市庄和第一児童館</td><td>春日部市西金野井260番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	春日部市児童センタ	春日部市牛島371番地1	春日部市庄和第一児童館	春日部市西金野井260番地
名称	位置														
春日部市春日部第1児童センター	春日部市牛島371番地1														
春日部市春日部第2児童センター	春日部市粕壁三丁目8番1号														
春日部市庄和第1児童館	春日部市西金野井260番地														
名称	位置														
春日部市児童センタ	春日部市牛島371番地1														
春日部市庄和第一児童館	春日部市西金野井260番地														
(職員) 第4条 児童館に <u>必要な職員を置くことができる</u> 。	(職員) 第4条 児童館に <u>館長その他必要な職員を置く</u> 。														
(開館時間) 第9条 児童館の開館時間は、 <u>次に掲げるとおり</u> とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 (1) 春日部市春日部第1児童センター及び春日部市庄和第1児童館 午前10時から午後6時まで (2) 春日部市春日部第2児童センター 午前10時から午後8時まで	(開館時間) 第9条 児童館の開館時間は、 <u>午前10時から午後6時まで</u> とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。														
(休館日) 第10条 児童館の休館日は、 <u>次に掲げるとおりとする</u> 。ただし、 <u>第1号及び第2号の規定は、春日部市春日部第2児童センターには適用しない</u> 。	(休館日) 第10条 児童館の休館日は、 <u>次に掲げるとおりとする</u> 。														
(指定管理者による管理) 第14条 市長は、児童館の設置の目的を効果的に															

達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童館の管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第15条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書による児童館の管理運営が市民の平等な児童館の利用を確保することができること。
- (2) 事業計画書の内容が児童館の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。
- (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（指定の制限）

第16条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準すべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等とな

っている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体  
(欠格事項)

第17条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び經營に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

（指定管理者の業務）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
  - (2) 児童館の施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務
- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条、第6条及び第8条から第10条までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準等）

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に児童館の運営を行うこと。
- (2) 児童館の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（事業報告書の作成及び提出）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、

次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(事業報告の聴取等)

第21条 市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第15条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 第16条各号の指定の制限及び第17条第1項各号の欠格事項に該当したとき。
- (4) 第19条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りで

ない。

(損害賠償義務)

第24条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、児童館の施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第25条 (略)

(委任)

第14条 (略)

## 附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。ただし、第14条を第25条とし、第13条の次に11条を加える改正規定は、公布の日から施行する。